

土地改良区組織運営基盤強化対策(継続)

1. 趣旨

- (1) 土地改良区の現状は、面積規模300ha未満が約70%、職員なしが約半数と零細小規模である。一方、農村の都市化・混住化、土地改良施設の大規模化に伴い管理の複雑化・困難化が生じている。
- (2) また、米政策改革に伴い、無秩序な非稲作化による農業用水及び農業水利施設の利用、管理の非効率化に対応するための合理的な水・土地利用や水利施設の効率的活用、水を有効利用した収益性の高い営農の確立に向けた取組や多様な畑作物に応じたきめ細かい水管理への対応等が緊急課題となっている。
- (3) このような情勢の中で、土地改良区は、米政策改革等に対応した土地改良施設の効率的・適正な維持管理を担い得ること、農業情勢の変化に対応した土地利用調整・営農支援活動を図り得ること、多面的機能の発揮等により地域社会に貢献することが必要である。
- (4) このため、土地改良区がこれら米政策改革等諸課題に的確に対応できるよう、土地改良区の統合整備の促進や土地利用調整等の積極的な展開を図るための対策を実施することにより、その組織運営基盤の強化を図る。

2. 事業内容

(1) 事業運営改革基本計画策定事業

土地改良区等は、米政策改革等の農業情勢を踏まえ、土地改良区が土地改良施設の効率的・適正な維持管理、土地利用調整、農業の多面的機能の発揮への関与等による地域社会への貢献等に総合的に対応するために必要な事業運営の改革に資する基本計画を策定する。

(2) 土地改良区組織運営基盤強化推進事業

全土連及び都道府県土連は、土地改良区の市町村合併を視野に入れた広域的な統合整備や米政策改革を踏まえた土地改良施設の効率的・適正な維持管理に資する土地利用調整を推進するための指導体制を整備してその支援を行う。

(3) 統合再編整備事業

統合整備(土地改良区の合併、合同事務所の設置)

土地改良区が、マスタープラン及び土地改良区等が策定した事業運営改革基本計画に即して、土地改良区の合併、合同事務所の設置を行う。併せて施設の小規模な改修、事務機器の整備及び管理施設情報の電子化等を行う。

管理再編整備事業

土地改良区が、未組織地域の地区編入に伴う管理対象施設の変更及び

集落管理の低下に伴う施設の管理区分の見直しを行う。

(4) 国営関連土地改良区整備強化対策事業

都道府県は、国営土地改良事業の受益地域を地区とする土地改良区で組織基盤を強化し、業務執行体制を整備する必要のあるものについて指導を行う。

(5) 農業用排水路等管理組織整備推進事業

都市化・混住化や管理施設の高度化・複雑化等により農業用排水路等の維持管理に著しい支障を生じている土地改良区が、地域の実情等を勘案し、土地改良法56条2項の市町村等協議を行うための「市町村等協議型」、地域環境の維持・創造に資する活動等を行う「環境創造・住民参画型」、効率的な水管理システムを構築する「農業用水管理システム再編型」のいずれかを選択して実施する。

3. 事業実施主体等

(1) 事業実施主体

2 - (1) : 土地改良区、市町村、都道府県土連

2 - (2) : 全土連、都道府県土連

2 - (3) - . : 土地改良区

2 - (4) : 都道府県

2 - (5) : 土地改良区

(2) 補助率

1 / 2 (ただし、2-(2)のうち全土連は定額、2-(5)のうち附帯工事分は1/3)

(3) 事業実施期間

平成16年度から平成22年度まで

(採択期間：平成16年度から平成21年度まで)

4. 平成19年度概算決定額(平成18年度予算額)

241,397(243,397)千円

【担当課：農村振興局 企画部 土地改良企画課】